特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０２７号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　熱海管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第４号
熊本市北区楠野町972番地
清算株式会社　株式会社マルゼンフーズ
代表清算人　大久保太郎
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０６６号
東京都目黒区上目黒１丁目18番11号
清算株式会社　株式会社ファイブフォース
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第７号
岐阜県大垣市内原２丁目177番地
清算株式会社　株式会社ツチヤ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所大垣支部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２７年（船）第１号
熊本県上天草市松島町阿村4231番地の２
申立人　大旺海運有限会社
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　下記⑴の船舶に係る下記⑵の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。

記

⑴　船舶の表示
船舶の名称　天馬丸
船舶の種類　汽船
船質　鋼
船籍港　熊本県上天草市
総トン数　739トン
機関の種類及び数　発動機１箇
推進器の種類及び数　ら旋推進器１箇
進水の年月　平成７年２月
所有者　大旺海運有限会社

⑵　事故の表示
発生日時　平成24年10月９日19時26分頃
発生場所　大分県姫島灯台から真方位048度6.0海里の地点（周防灘）
事故の態様　天馬丸（以下「本船」という。）は、石炭2,100トンを積載し、平成24年10月９日16時40分山口県宇部港を発し、広島県竹原港に向かって航行していたところ、平成24年10月９日19時26分頃、姫島灯台から真方位048度6.0海里の地点において、石灰石8,674トンを積載して大分県津久見港を発し山口県徳山下松港に向かって航行していたバージ大豊山丸１号（以下「バージ」という。）の左舷中央部に本船の船首が直角に衝突した。
事故後の状況　衝突の結果、押船大豊山丸（以下「押船」という。）及びバージが連なる押船列は、押船が、嵌合部付近の両舷外板に破口を伴う凹損を生じ、機関室に浸水し、バージが、押船との嵌合が外れ、左舷中央部外板に破口を生じて浸水し、浮力を失って沈没した。

3　供託命令に基づく供託委託契約に係る一定の金額の総額
１億9147万3251円
4　管理人
熊本市中央区草葉町４―20富士火災熊本ビル７階三浦・江越法律事務所　弁護士　江越　和信
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申立人　2⑴の船舶の所有者
受益債務者　橋本　壽也　2⑴の船舶の船長
受益債務者　橋本　拓也　2⑴の船舶の二等航海士
6　制限債権の届出期間　平成27年６月８日まで
7　制限債権の調査期日　平成27年７月６日午後１時30分　当庁　21号ラウンド法廷
平成27年４月８日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号
福井県敦賀市余座13号１番地の１
再生債務者　株式会社小牧
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前９時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月30日から平成27年７月14日まで
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

平成２６年（再）第１号
香川県坂出市林田町4285番地298
再生債務者　株式会社多田製作所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年４月10日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１２号
千葉県成田市大袋255番地35　アインズコート成田103号
再生債務者　佐々木大地
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月14日から平成27年５月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第６号
栃木県那須塩原市西赤田238番地673
再生債務者　平山　孝好
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月15日から平成27年５月25日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（再イ）第７号
栃木県那須塩原市西赤田238番地673
再生債務者　平山　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月15日から平成27年５月25日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（再イ）第３９号
名古屋市緑区神の倉４丁目201番地の30
再生債務者　山本　　晋
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月８日から平成27年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第５２号
札幌市北区南あいの里４丁目11番７号
再生債務者　高瀬　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月21日から平成27年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２号
鳥取県米子市永江280番地２　県住52―１―247号
再生債務者　藍田　真補
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月18日から平成27年６月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部